



チコちゃん

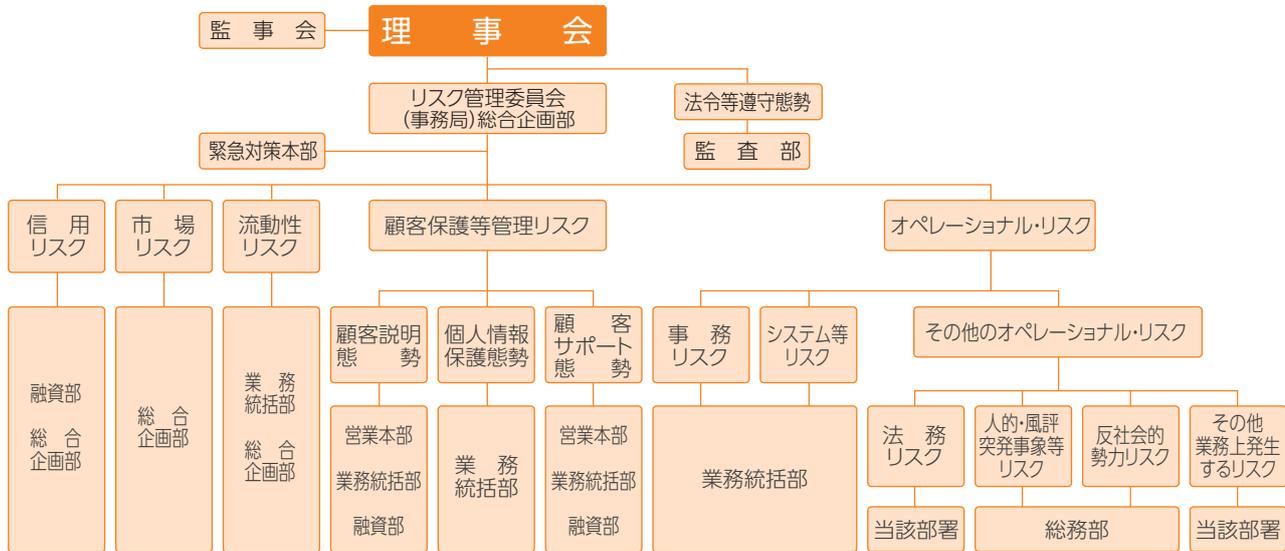
# リスク管理の態勢

## リスク管理の態勢

### 令和4年度のリスク管理基本方針

- ①リスク管理を経営の最重要課題として位置づけます。
- ②事業の遂行に伴う各種リスクの存在を認識し、統合的リスク管理の視点から身の丈にあったリスク総量の把握・管理に努め、収益力の強化を図ります。
- ③金融機関を巡るリスクの形態と所在の変化は年々加速しており、従来型のリスクだけではなく、新しいリスクを把握し機動的に対応できる能力が一層重要となっていることを認識します。

### リスク管理組織図



## コンプライアンスの態勢

### 令和4年度のコンプライアンス基本方針

- ①当金庫はコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつと位置づけ、理事長自ら率先垂範するとともに、強いリーダーシップを発揮し、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図ります。
- ②当金庫は高い公共性を有しており、地域の中小企業と住民のための協同組織金融機関として、より高い倫理観をもったコンプライアンスの実現のため、役職員は「遠賀信用金庫倫理綱領」、「コンプライアンス規定」を遵守し、コンプライアンス重視の企業風土を醸成します。
- ③コンプライアンスの関連するリスク管理については、別に定める「コンプライアンス・プログラム」により取り組みます。

## 金融ADR制度への対応

### 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規定を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号はP25・26の『店舗紹介』を参照)または、『暮らしのあんしんコーナー』(フリーダイヤル)0120-8181-04にお申し出ください。

### 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記『暮らしのあんしんコーナー』または『全国しんきん相談所』(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)のほか、お客さまのアクセスに便利な弁護士等の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

# リスク管理の態勢

## 「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた遠賀信用金庫の取組みについて

近年、組織犯罪やテロ活動等の脅威が拡大する中、我が国を含む国際社会は、協調して、それらの防止・撲滅に取り組んでいます。その一環として、金融機関においては関係省庁等と連携し、犯罪者やテロリスト等につながる資金の流れを断つこと、すなわちマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止のための管理態勢を強化し、健全な金融システムを維持することに努めています。

2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下「金融庁ガイドライン」といいます。)を踏まえ、当金庫ではお客さまのお取引の内容、状況等に応じ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)等で確認が求められている事項に加え、お取引目的やお取引内容等について書面等により確認させていただく場合があります。お客さまにはお手数をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ■ お取引時確認にご協力ください

当金庫では、「犯罪収益移転防止法」に基づくお取引時確認に、金融庁ガイドライン等を踏まえた事項を加えて、お客さまのお取引時確認(ご本人の氏名やお取引目的、職業等)をさせていただいております。

確認させていただく事項やお取引時確認が必要な主な取引、提示させていただく書類については、お問い合わせください。

### ■ 追加の確認にご協力ください

お客さまのお取引の内容、状況等に応じ、お取引の目的の他、お取引に使われる資金の原資や使途、資産・収入の状況、(振込や外国送金等の場合)相手方との関係等を詳しくお伺いし、場合により申告いただいた内容がわかる書類の提出をお願いすることがあります。なお、ご提出いただいた各種書類や取引内容の確認のため、通常よりお手続きのお時間をいただく、または当日の受付は行わず、各種書類の写しのみをお預かりし、後日に取扱可否をご連絡させていただくことがあります。

### ■ お取引目的等の再度の確認にご協力ください

2022年3月より、既に当金庫に口座を開設されているお客さまにつきましても、お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、お取引目的やお取引内容、資産・収入の状況等について、当金庫の窓口や郵便等により再度確認させていただくことがあります。

※複数口座をお持ちの場合や、複数の支店とお取引がある場合、重複して窓口や郵便等によりお願いすることがあります。

※ご提出いただいた書面に不備があった場合や、一定期間ご提出いただけなかった場合、ご登録の電話番号にお電話を差し上げることがありますので、あらかじめご了承ください。

### ■ 在留カード等の確認にご協力ください

日本国籍をお持ちでないお客さまは、新規口座開設時に、在留資格によって、在留期間(満了日)を在留カード等により確認させていただきます。また、在留期間(満了日)までの残存期間が3か月未満の場合、口座開設をお断りさせていただくことがあります。

また、既に当金庫に口座を開設されている日本国籍をお持ちでないお客さまにつきましても、当金庫の窓口や郵便等により、在留資格・在留期間(満了日)を確認させていただきます。在留資格・在留期間(満了日)を更新した場合は、在留カード等、更新後の在留資格・在留期間(満了日)が確認できる書類をご提示ください。

在留資格・在留期間(満了日)の確認に応じていただけないまま在留期間(満了日)が到来した場合や、在留資格・在留期間(満了日)が確認できる書類の提示に応じていただけない場合は、預金規定に基づきお取引の全部または一部を制限等させていただく場合があります。



チコちゃん

## ■外国PEPsについて

「犯罪収益移転防止法」等に基づくお取引時確認等に際して、外国PEPs(外国政府等において重要な公的地位にある方(Politically Exposed Persons))の該当性を確認させていただきます。

個人のお客さまご本人が外国PEPsの方またはそのご家族の方、法人のお客さまで実質的支配者が外国PEPsの方またはそのご家族の方に該当する場合、口座開設、融資契約の締結、10万円超の現金振込等のお取引の都度、お取引時確認や追加の確認をお願いさせていただきます。

●外国政府等において重要な公的地位にある方とは、外国の元首や外国政府・中央銀行等の機関で重要な地位にある方として、次の職位にある方となります(過去にその職位につかっていた方も含みます)。

- (1) 外国の元首
- (2) 本邦における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職位
- (3) 本邦における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職位
- (4) 本邦における最高裁判所の裁判官に相当する職位
- (5) 本邦における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職位
- (6) 本邦における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職位
- (7) 中央銀行の役員
- (8) 予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員

※本邦における上記職位にある方は外国PEPsに該当しません。

## ■法人のお客さまの実質的支配者について

「犯罪収益移転防止法」等に基づくお取引時確認等に際して、事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方<sup>(注1)</sup>を「実質的支配者」として、氏名・住所・生年月日を確認させていただきます。

(注1)実質的支配者の確認においては、国、地方公共団体、上場企業・その子会社も個人の方に含まれるものとみなします。病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことができない個人の方は実質的支配者に該当しません。